

武蔵野市

事業系ごみ分別一覧表①

ごみ総合対策課

ごみ減量推進係

TEL 60-1802

【この一覧表は事業者がごみの処理を許可業者に委託した場合の分別例です。】

- 事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種により、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。業者へ処理を委託する場合は、許可を受けた業者（許可業者）と契約し、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とを別々に処理しなければなりません。
- 武蔵野クリーンセンターでは、搬入物の検査を実施しております。
- 資源化できるものは、クリーンセンターへ搬入することができません。
- 一般家庭のごみの分別と事業所のごみの分別は異なります。ご注意ください！！

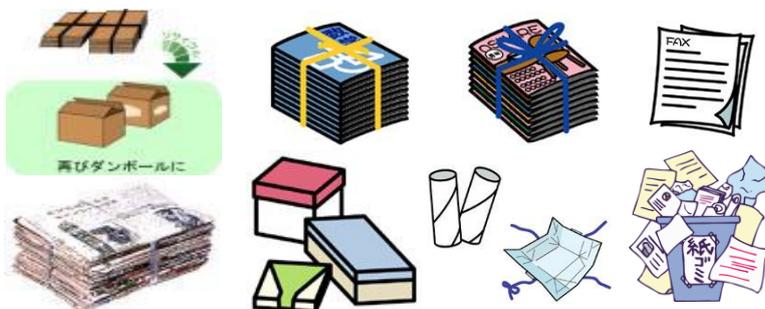
一般廃棄物の出し方

品目

代表的な品物

古紙

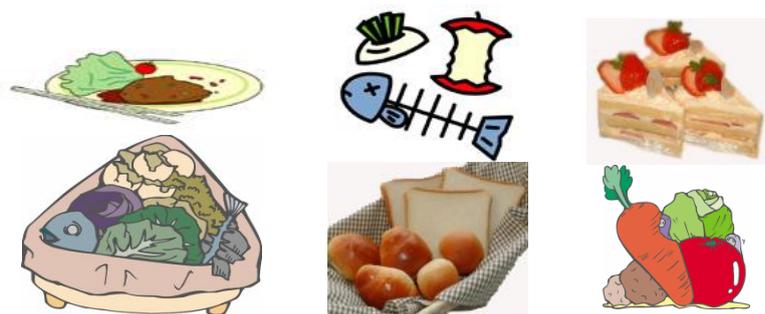
- ・段ボール
- ・新聞
- ・雑誌
- ・コピー用紙
- ・ミックスペーパーなど



- 資源化可能な古紙類は、市のクリーンセンターへ搬入することはできません。
- 古紙のリサイクル業者か、一般廃棄物の許可業者へ委託してリサイクルしてください。
- 機密文書も機密性を保持したままリサイクルできる業者があります。

生ごみ

- ・食品の食べ残し
- ・売れ残り
- ・調理残渣など



- 食品小売事業者は食品リサイクル法により、令和6年度までに再生利用実施率を60%以上に向上させてください。
- 外食産業事業者は食品リサイクル法により、令和6年度までに再生利用実施率を50%以上に向上させてください。
- リサイクルの方法には、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者へ搬入して資源化する方法等があります。

燃やすごみ

- ・汚れた紙
- ・リサイクルできない紙など



● 徹底的に分別して、リサイクルしてください。

発生段階で分別をすることが基本です。

● さらに詳しい分別については委託契約している許可業者にお問い合わせください。